

職員の特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年3月15日

岩手県人事委員会

委員長 熊谷隆司

岩手県人事委員会規則第1号

職員の特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則

職員の特殊勤務手当に関する規則（昭和31年岩手県人事委員会規則第65号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(刑事作業手当) 第13条 [略] 2～5 [略] 6 条例第10条の2第1項第16号に規定する「人事委員会の定めるもの」とは、次に掲げる作業とする。 (1) 銃器又は銃器と思料されるものを使用している犯罪現場における犯人の逮捕等の作業 (2) 銃器を所持する犯人の逮捕作業 (3) 前2号の作業に付随して行われる固定配置の作業（前号の場合にあっては、銃器を使用した犯人の逮捕作業に限る。） (4) 銃器が使用された暴力団の対立抗争事件に伴う暴力団事務所等に対する張付け警戒作業 (5) [略] 7～9 [略]	(刑事作業手当) 第13条 [略] 2～5 [略] 6 条例第10条の2第1項第16号に規定する「人事委員会の定めるもの」とは、次に掲げる作業とする。 (1) 銃器若しくはクロスボウ（銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第3条第1項に規定するクロスボウをいう。）（以下この項において「銃器等」という。）又は銃器等と思料されるものを使用している犯罪現場における犯人の逮捕等の作業 (2) 銃器等を所持する犯人の逮捕作業 (3) 前2号の作業に付随して行われる固定配置の作業（前号の場合にあっては、銃器等を使用した犯人の逮捕作業に限る。） (4) 銃器等が使用された暴力団の対立抗争事件に伴う暴力団事務所等に対する張付け警戒作業 (5) [略] 7～9 [略]
備考 改正部分は、下線の部分である。	

附 則

この規則は、公布の日から施行する。